

## 本日討議いただきたい事項

1. 海外（特に米国）においては、暗号資産や DeFi に関して、捜査・監督当局による執行事例が出てきている。こうした事例も踏まえ、伝統的な金融資産と異なる暗号資産や DeFi 特有の課題として、どのようなものが考えられるか。

また、日本において、こうした課題を検討していく上で、留意すべき点はあるか。

2. DeFi と称するサービスやスマートコントラクトを利用したサービスについて、どのような者を責任主体と捉えていくことが考えられるか。

例えば、個別の執行事例においては、捜査・監督当局は以下のような者を責任主体として認定したと考えられるが、こうした考え方についてどのように考えるか。

- ・ Tornado Cash の事例：蘭 FIOD は、開発者であり事実上意思決定できるほどの多数のガバナンストークンを保有している者を逮捕。  
米 OFAC は、Tornado Cash および Tornado Cash と関連するウォレットアドレスとの取引を制限した。
- ・ Ooki DAO の事例：(1) 創業者であり支配権を有する者（会社及び個人）<sup>(注1)</sup>を責任主体として罰金を科す命令を発出  
(2) DAO が支配権を取得した後の DAO 及びガバナンストークンの保有者を責任主体として訴追<sup>(注2)</sup>

(注1) CFTC は、ガバナンストークンが発行されていたとしても、上記(1)の者が、①ウェブサイトを開発しプロトコルへのアクセスを容易にしていること、②顧客からの手数料収入があること、③スマートコントラクトの管理者キーを保有していること等により、上記(1)の者を責任主体と認定。また、上記(1)の者は、DAO に支配権を譲渡した後に自身が DAO の運営に積極的に関与した責任も含めて商品取引所法違反を認めて和解。

(注2) CFTC 委員長の Rostin Behnam は、CFTC の措置は、リテール顧客を犠牲にして規制監督を故意に回避しようとする個人とその事業の責任を積極的に追及するものであると述べている。

一方、CFTC の委員である Summer K. Mersinger は、恣意的な執行権限の行使であり DAO の適切なガバナンスに対する悪影響があること、事前に明確な指針を示さず執行によってルールを策定しようとするものであって妥当でないこと、違法行為に対する幫助責任を問うといったより強い根拠を有する執行方法があり得ること等を理由に、ガバナンストークンの保有者であることのみをもって直接的に責任を負わせるアプローチには賛成できないと述べている。

3. 上記の他に、分散台帳技術等を活用した金融的手法・サービスに関して、留意すべき点はあるか。

(以上)